

## ○令和2年6月定例会 和歌山県議会定例会会議録

(令和2年6月17日)

【藤山 将材 議員（自由民主党県議団） 質問】

投資環境が非常に厳しい現下にあって、2者から応募があったことについて、知事の所感はいかななものか。また、改めて今後の意気込みを伺います。

【知事答弁】

まず、率直に、空振りにならなくてよかったと思っていますところであります。

ただ、県では、多くの事業者と意見交換を行い、本県の観光資源が豊富なことや、候補地である和歌山マリーナシティが関西国際空港、京阪神に近いこと、マリンレジャーの聖地であることなど、本県の優位性について説明してきておりまして、複数の事業者に大変強い興味を持っていただいていると感じておりまして、実はまあ応募はあるだろうなあという期待もございました。

議員御発言のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっておりまして、投資環境が悪化している中で、実際2者に応募していただいたということは、これまでの取組が実ったものと考えております。

今後、エントリーしていただいた2者の提案を待って、その内容を精査し、IR事業者を決定するわけですが、両事業者には、国に選ばれるために優れた事業提案をしていただけるよう、大いに期待しているところでございます。

IR誘致については、経済波及効果や雇用創出効果など、本県にとって大きなメリットがあることから、新型コロナウイルス感染症が終息した後の復興のためのメニューの大きな一つとして引き続き推進し、区域認定の上限数である3か所の中の一つに選ばれるよう、今後選定する事業者とともに、地域振興に大きく寄与し、国の観光立国政策に貢献する優れた区域整備計画の作成に全力を挙げる所存であります。

【藤山 将材 議員 質問】

提案審査書類の締切りを当初の8月末から10月19日まで延長されたが、この延長によって、私は国の認定申請受付の期間内に申請できるのかを大変心配しています。

そこで、当初の予定を延長した理由と今後のスケジュールについて、お尋ねをいたします。

【企画部長答弁】

スケジュールの関係ですが、県では、本年3月30日から、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業に係る事業者の公募を開始したところ、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が4月7日に7都府県に、4月16日には全都道府県に発令され、5月25日に全面解除されるまでの間は、都道府県間をまたぐ移動の自粛要請や在宅勤務の推奨などにより、民間事業者の事業活動に制限が

生じていたところでございます。

この事業活動が制限された期間を考慮いたしまして、よりよい事業計画の作成、コンソーシアムの組成などに必要な時間を手当てするため、緊急事態宣言が発令されていた期間に相当する期間—49 日間でございますが、これにつきましてはスケジュールを延期することとし、提案審査書類の提出期限を 8 月 31 日から 10 月 19 日に、事業者選定の時期を 11 月中旬から来年 1 月頃に変更したものでございます。

なお、事業者選定から区域認定申請までの間の行政側の手続を圧縮することで、認定申請期間とされている来年 1 月から 7 月までの間に申請を行うことができると考えております。

【藤山 将材 議員 質問】

今回エントリーした 2 者ですが、それぞれどのような事業者で、IR に関して海外ではどのような事業活動をしているのか、お尋ねいたします。

【企画部長答弁】

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業に係る事業者公募に応募があった 2 者、クリアベストニームベンチャーズ株式会社及びサンシティグループホールディングスジャパン株式会社の事業内容についてでございます。

まず、クリアベストニームベンチャーズ株式会社につきましては、カナダ、アメリカ、チリ、インド、イギリスの 5 か国で 30 以上のゲーミング事業に携わるなど、北米を中心に世界で幅広く投資を行っているクリアベスト・グループの関係会社でございます。

同グループは、早くから日本型 IR に関心を示し、地方部をターゲットに活動を続けてきており、本県も 2017 年から対話を続けてきたところでございます。

次に、サンシティグループホールディングスジャパン株式会社につきましては、マカオなどアジアの複数地域で富裕層を対象にしたカジノ関連事業や、エンターテインメント、宿泊、ホスピタリティーといった様々な事業を IR 施設で運営するサンシティグループの関係会社でございます。

同グループも、2017 年に本県に関心を示されて以降、対話を続けてきており、昨年 8 月に開催しました本県の IR シンポジウムにおいては、自身の和歌山 IR 構想をプレゼンテーションされております。

【藤山 将材 議員 質問】

今後事業者を選定するに当たって、公平性、公正性、透明性が殊さらに必要だと考えますが、改めて選定の手順及び基準について、答弁をいただきたいと思ひます。

【企画部長答弁】

事業者選定の手順につきましては、まず、応募されている2者から、10月19日までに事業計画等の提出をしていただき、和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会における審査を経て、IR事業者候補の選定を行います。その後、和歌山市及び県公安委員会との協議を経て、来年1月頃に知事がIR事業者を決定する予定としてございます。

選定の基準につきましては、事業者公募を開始したときに公表しました優先権者選定基準に示すIR全体のコンセプトや国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与などを評価することとしており、和歌山県の将来の発展に最も貢献する事業計画を提出した事業者をIR事業者として選定することとしております。

なお、議員御指摘の選定過程の公平性、公正性、透明性を担保するために、IR事業者選定を行った後に、選定方法及び評価の過程などの資料を公表することとしてございます。

(令和2年6月19日)

【杉山 俊雄 議員（日本共産党県議団） 質問】

コロナ禍の下で一変したIRカジノの状況において、また、国のIR基本方針は今年1月の決定が遅れ、感染症対策の事項を盛り込むことも検討されているようですが、現時点で県の実施方針について、さらに、カジノ事業者は、今、共通してコロナを乗り切るために経営体力を消耗し、過剰債務を抱え込み、その返済に目先の利益を求めている下で、県に応募してきた二つの事業者が和歌山のIRを経営できる能力があるのかについて、お答えください。

【企画部長答弁】

今年に入り、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ラスベガス、シンガポール、マカオといった世界の主要地域でIR施設が閉鎖されたことで、業界全体が大きなダメージを受けているのは事実です。

今後の影響は中長期的に注視する必要がありますが、国が目指すIRのビジネスモデルが新型コロナウイルス感染症終息後に成り立たないのであれば、全てのIR事業者が採算性を考え、日本から撤退するに違いありません。しかしながら、多くのIR事業者は引き続き日本への投資意欲を示していると考えております。

次に、IR整備法では、国の基本方針に即して都道府県等が実施方針を作成することになっています。

一方、昨年9月に公表された基本方針案では、基本方針確定前に都道府県等が実施方針の作成等の手続を進めていくことも想定されており、その場合は、国の基本方針確定後、必要に応じて実施方針等の内容の修正を行うことになっております。

本県では、本年2月、国の基本方針案に即して実施方針案を作成したところですが、御質問のあった感染症対策も含め、国の基本方針が修正されれば、必要に応じて実施方針案の内容を修正してまいります。

最後に、それぞれの事業者の経営能力については、事業者から提出される提案審査書類に基づき、IR事業を長期的に継続し、確実に実施する能力を有する事業者であるかを審査していくこととなります。

また、その前提として、事業者は自らの調査で採算性について見極めた上で応募してきたものと考えております。

【杉山 俊雄 議員 質問】

日本共産党の清水忠史衆議院議員は、地方創生特別委員会で、韓国では、カジノ社会がもたらした利益が年間2兆円なのに対し、賭博中毒患者が生まれることによる社会的、経済的費用が年間7兆円を超えるという試算を紹介し、「誘致自治体は経済効果を詳細に試算していますが、マイナスの社会的、経済的効果についても試算し、地元議会や住民に示すべきだ」と求めました。これに対し、観光庁の審議官は、「区域整備計画では、カジノの有害な影響についても対策やそれに要する費用も審査する」と答えています。

県は、今の時点で、マイナスの社会的、経済的効果の試算をどれぐらいと踏んでいますか。

【企画部長答弁】

カジノ施設を起因とするギャンブル依存症患者の発生リスクについては、国による重層的で多段階的な規制及び県と事業者が共同で行う対策により未然に防ぐことができると考えております。したがって、ギャンブル依存症患者の増加により発生する社会的、経済的損失について、損失額の試算は行っておりません。

ただし、国が求めるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置については、その費用の見込みも含めて区域整備計画に盛り込む予定としております。

【杉山 俊雄 議員 質問】

次に、特定資金貸付業務についてであります。

日本のカジノには特定資金貸付けという、お金貸します制度が組み込まれています。預託金に応じて借入金、借入額が変わります。額が法律で決まっていません。これはカジノ管理委員会が決めることになっています。

一定額を預ければ、カジノ業者から大金が借りられることとなります。シンガポールの場合、800万円以上の額をカジノ側に預けている客に限って、カジノからお金を借りることができるようになっています。日本だと想定し難い額ですが、カジノ業者からの借金をそのまま背負い込む危険があります。

さらに重大なのは、特定資金貸付けの上限が不明確だということです。カジノ業者が行う特定資金貸付けは、貸金業法が適用されません。上限なくお金を貸し付けることが可能です。

貸金業法では、返済能力を考慮して、利用者の借入金額を年収の3分の1に制限しています。しかし、カジノ業者は、貸金業者ではありません。規制の対象外です。消費者金融で頭金を借り、カジノ特定資金貸付けを使って軍資金を膨らませて勝負となると、一瞬にして全財産を失うことになりかねません。

カジノ業者の恐ろしさは、この特定資金貸付業務にあります。このことについて、お答えください。

【企画部長答弁】

IR整備法の規定では、特定資金貸付業務の貸付対象者は、国内に住居を有しない外国人、またはカジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭をカジノ事業者の管理する口座に預け入れしている日本人等に限定されております。金額は現在定められていませんが、議員の御質問にありましたように、海外の例を見ても、相当の資力を有する方が対象になると考えています。

また、貸付けに当たっては、対象者の収入または収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて限度額を対象者ごとに定めるなど、厳格な与信調査により適切な金額を貸し付けるものと認識しております。

したがって、議員御指摘の消費者金融で頭金を借り、特定資金貸付けを使って軍資金を膨らませて勝負ということは起こらないと考えております。

なお、特定資金貸付制度の詳細については、今後制定されるカジノ管理委員会規則において制定される予定です。

【杉山 俊雄 議員 質問】

知事は、国の対策と県の対策によって、「ギャンブル依存症の対策は万全」と言ってきました。オーストラリアのビクトリア州でカジノ事業者がつくるビクトリア州責任あるギャンブリング財団が約1万4000人のギャンブラーを対象に聞き取り調査をしたレポート、17年11月のレポートがあります。これについて、カジノの是非を決める横浜市民の会の運営委員で弁護士の大川氏は、ギャンブル依存症に関わるカジノの罪深さを示す一つの統計を示しています。

依存度を重度、中程度、軽度で見ると、重度の依存症の人はどれだけいるかというところだと1.1%で、中程度の依存症の人は4%で、軽度は12.7%、問題なしは82.2%です。ところが、賭け金を売上率から見ると、大きな金額を賭けるバカラなどでは、重度の人は売上の58.7%あります。中程度の人は19.1%を賭けています。比較的額が小さいスロットマシンでは、重度の人は35.8%、中程度の人が23.6%を賭けています。

つまり、ギャンブル人口の5%にすぎない重度、中程度の依存者が、カジノの売上の7割を貢いでいるということです。カジノは、ギャンブル依存症に寄生してしか成立しないということです。ギャンブル依存症は、カジノ事業者の副産物ではなく、主産物であります。

しかし、マサチューセッツ州では上限を設定していますが、担当者は声をかけるだけで、止めることはできません。上限になったらすぐ追加チャージできます。

知事は、外国人専用から、高水準の依存症対策があるから大丈夫と言って、県民、日本人も入れるカジノに方針転換をしました。また、IRカードで上限を設定するので万全と言います。

知事は、「政府も世界水準の依存症対策をしている。理論的に依存症は発生しない」と断言します。こう断言すると、カジノは私の理屈で言えば成立しません。大変な矛盾です。このことについて、知事のお考えをお聞かせください。

【知事答弁】

御質問の中で、5%の依存症患者がカジノ売上の7割を稼いでおり、カジノは依存症に寄生してしか成立しないと主張され、その根拠として、オーストラリアのビクトリア州責任あるギャンブリング財団が調査したレポートを示されたわけであります。

この調査レポート、もちろんこんなあるぞというふうに言われたので見てみたということなんですが、ビクトリア州のゲーミング売上の全てが州の住民により構成されているという前提で推計が行われておりますが、これは、かなりというか全く間違いであります。ビクトリア州のIRを見ると、海外や地域外から訪問する多くの観光客により収益を上げております。特にカジノ施設においては、海外から訪問する、いわゆるVIP売上の割合が高いのが事実でありまして、調査レポートを根拠として、カジノは依存症に寄生してしか成立しないと主張するのは、これは明らかに間違いであります。

IRも事業でありまして、ビジネスなんですね。多額の投資を回収するためには、依存症でどうにもならぬ住民をたくさんつくってしまっただけでは、これは継続事業ができないわけでありまして、この辺

はビジネスと、投資をして回収しなきゃいけないビジネスと、すぐドロロンしてよい泥棒との違いで  
ございます。泥棒の論理しか想像できないというのは、いささか情けないということでございます。  
ビジネスは泥棒と違いまして、投資をして、これを回収するために、お客様第一でせないかん。お  
客さんが破綻してしまうようなことをいっばいつくったら、お客さんなくなってしまうわけですか  
ら、それは回収はできないということになってしまうわけですから、普通はそういうことはいたし  
ません。

ただ、もちろん業者にだけこれを任せてしまうというようなことはいささか危険でございますの  
で、したがって、ちゃんと行政が規制をしないといかん、これが正しいやり方ではないかというふ  
うに思います。

これまでも説明さしていただいたとおり、本県は、ギャンブル依存症の問題について大変重視し  
ており、そのリスクを徹底して排除するため、国による重層的で多段階的な規制に加えまして、IR  
カードの導入や依存症対策専門員の設置などの対策を講じようとしているところでございます。

中でも、IRカードについては、1日のプレイ金額の上限を決めるものでございまして、カジノ行  
為へののめり込みとか破産リスクとか、そういうものに対しては非常に有効だというふうに考えて  
います。

こうした規制や対策を理解した上で、なお事業者の応募があったわけでございますので、そうい  
うことを考えても、カジノ事業の収益は依存症の方によって成り立ってるという理屈は、これは全  
く間違いということになろうかと思えます。

なお、念のため申し上げておきますと、オーストラリアのメルボルンでございますけども、青少  
年は入れないよというふうな規制はあるんですけど、和歌山県のような、こういううるさい規制は  
ありません。そういうことで、多少は依存症の方がいるのかもしれないんですけど、それでも、あ  
のうるさいオーストラリアで、そのメルボルンで、これが社会問題になってるのは韓国の1か所だ  
けありますけども、ああいう社会問題になってるといのは私は聞いたことはありません。

【杉山 俊雄 議員 質問】

カジノではなく観光資源の活用をということで、県は、IRができると観光業が元気になると言います。シンガポールがモデルと繰り返し言います。シンガポールは、IRができてから、外国人客が増えました。しかし、IRがない日本のほうがもっと増えています。

世界経済フォーラムが各国の国際観光の競争力ランキングを発表しています。シンガポールはIRができた当時はナンバーワン、今は6番目です。IRができたことでシンガポールの国際競争力が落ちました。日本は、今、ナンバーワンです。評価のポイントは、自然、文化、食など、その国にしかない観光資源です。シンガポールは都市国家で、観光資源がありません。IRカジノを造って何とかしようとしたのですが、評価が下がりました。

また、IR基本構想にある巨大な国際会議場や展示施設の問題です。東京都は、IR国際会議場や展示場施設を造るとどれぐらいの需要があるかという調査をPWCに委託しました。5000名を越すような大規模な会議はほとんど需要がないとの報告です。

国際会議の規模別の統計では、小規模な会議が増えています。大規模な国際会議・展示場施設を造っても需要がありません。

日本には、国際観光で3000数万人が来るだけの魅力があります。県は、すごい観光資源があるとアピールをしています。自信を持って地道に進めていくべきではないでしょうか。

世界のカジノは、ランドカジノからオンラインカジノへとカジを切っています。5年先には和歌山のカジノは無用の長物になっているかもしれません。再考していただきたいと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

【知事答弁】

第一、観光振興のために一生懸命やってまいりました。それでも人口がどんどん減るわけで行きます。これは、やっぱり起死回生のやっぱり新しい投資をして、それで一段と人口が増えるような材料をつくっていかないといけない。もしこれができない、それはおかしいと言うんだったら、今までやったことのほかに何を一体やれと杉山さんはおっしゃるのかということ言うてもらいたい。それが言えない限り、将来の世代に対して、ギャンブルみたいな嫌なことは手を出さないで置いときましょうよとって逃げてしまうというのは、将来世代と、この愛すべき和歌山県に対して無責任じゃないかというふうに思うわけでありませう。

(令和2年6月22日)

【谷口 和樹 議員 (改新クラブ) 質問】

実際日本人が出入りできるカジノがある IR 設置に、どれだけの県民が反対ではなく、どれだけの県民が賛成していると考えているのか、大多数の賛成を確信しているのか。

【企画部長答弁】

IR に関して、県民の多数の賛成を得られているかという御質問でございますが、県では、IR に関する県民の理解を深めるためにシンポジウムや説明会などを開催しており、その際に、IR 設置に伴う社会的リスクへの対応策についても説明しています。説明後の参加者へのアンケートでは、IR の誘致について「賛成」または「どちらかと言えば賛成」とされた方が約 8 割、「反対」または「どちらかと言えば反対」とされた方が約 2 割となっています。

また、本年 2 月には、県内の経営者有志等により、IR 誘致に賛同する 4164 筆の署名が提出されたところです。もちろん、これらをもって県民の大多数の賛成と考えているわけではございません。今後も引き続き、社会的リスクへの対応策を含めた正確な情報の発信に努め、県民の皆様の理解を求めてまいります。

また、最終的には、IR 整備法の規定に基づき県民の御意見を聞くため、パブリックコメントの実施や立地自治体である和歌山市の同意などの手続を経た上で、住民の代表である県議会の議決をいただき、国への申請を行ってまいります。

【谷口 和樹 議員 質問】

今回の国による新型コロナウイルス感染症感染拡大阻止のために、県境をまたいでの往来自粛においてさえ、大阪一和歌山間のパチンコ店への往来が最後まで問題になりました。パチンコどころではなく、自分の命だけでなく他人の命を危険にさらしてまでギャンブルに通うギャンブル依存症の恐ろしさ、これを改めて確認をしたところでございます。

カジノができた後のカジノによるギャンブル依存症はゼロに抑えられるのか。

【企画部長答弁】

ギャンブル依存症の問題につきましては、IR 整備法において、国が、マイナンバーカードを利用した入場回数制限や入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置、クレジットカードの使用不可など、重層的で多段階的な規制を設けたことに加え、本県独自の取組として、使用上限額を設定して現金をチャージする IR カードの導入や、賭け事に熱くなっている人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置などを事業者に求めており、これらの運用を行うことによって、論理的に考えてギャンブル依存症は排除できると考えております。

【谷口 和樹 議員 質問】

学校の休校措置で子供たちが家で閉じ籠もっているにもかかわらず、他府県間の移動自粛要請期間にもかかわらず、越境してパチンコ店に行った者、訪れた者も多数いました。対応策に苦慮されたと思いますが、それだけギャンブル依存症は通常の行政の常識や予測というのを上回るものであると思います。もう一度、日本人に新たに新しい分野のギャンブルを提供する愚かさというのを考え直すべきかと思います。

外国人専用カジノになるよう国に掛け合う気持ちはないか、お聞きをいたします。

【企画部長答弁】

本県では、IR 整備法が制定される前は、県民の皆様がギャンブル依存症に陥るリスクがあるならば、カジノ施設に関しては外国人専用にするということを考えておりましたが、さきに述べた依存症対策を行えば、外国人専用とする論理的な理由はないため、国に掛け合うつもりはございません。

国は、シンガポールをモデルとして成長戦略としての IR を考えており、国際会議場や展示施設、宿泊施設等をカジノ施設と一体として大規模に整備し、日本人を含む多くの観光客、ビジネス客に来ていただくことを目的に制度設計がなされております。

外国人専用のカジノは想定されておらず、そういう計画をつくっても政府が認定する可能性はないと考えております。